

「光市行政手続きガイド 出生したとき」

出生したときの主な手続き

【記号の説明】

●: 持ち物のうち必ず必要なもの

▲: 該当する場合のみ、必要となるもの

注: ㊥マークのあるものは、室積出張所、浅江出張所、三島出張所及び周防出張所でも手続きができます。

主な手続き:

1ページ

● 母子健康手帳

● 出生届

● 国民健康保険

光市国民健康保険以外の健康保険の手続きについては、勤務先、健保組合、協会けんぽなどにお問合せください。

2ページ

● 児童手当

中学校卒業までのお子様を養育する親等に支給します。

● 乳幼児医療費助成制度

● 児童扶養手当

● ひとり親家庭医療費助成制度

手続き項目

持ち物や注意事項

手続き場所・問合せ

(妊娠した時)

1 妊娠の届出

母子健康手帳の受領

- 医療機関発行の「妊娠届出書」
- 通知カード又はマイナンバーカード〔個人番号カード〕
- 運転免許証や健康保険証等の身分証明書
(写真がないものは2点)

※妊婦本人の来所が難しい時は妊娠届出書内の「委任状」を記載の上、ご家族がお越しください。(妊婦の通知カード(写し可)又はマイナンバーカード〔個人番号カード〕と代理人の身分証明書が必要)

あいばく光 窓口 ㊥
健康増進課 健康増進係
☎0833-74-3007

(出生した時)

2 出生届

出産した日から14日以内にお手続きください。

- 出生届
- 届出人の印鑑(朱肉使用)
- 母子健康手帳

本庁1階 窓口 ㊥ ㊥
市民課 戸籍住民係
☎0833-72-1422
* 土日祝日・夜間は本庁1階当直のみ
大和支所 住民福祉課
☎0820-48-2211

3 国民健康保険

・お子様の国民健康保険の加入

出産した日から14日以内にお手続きください。

- 印鑑(朱肉使用)
 - 保険証(国民健康保険被保険者証)
- ※大和支所又は各出張所で手続きをされた場合は、後日、保険証(国民健康保険被保険者証)をご自宅に郵送します。
- 世帯主の個人番号の通知カード又はマイナンバーカード〔個人番号カード〕

本庁1階 窓口 ㊥ ㊥
市民課 国民健康保険係
☎0833-72-1426
大和支所 住民福祉課
☎0820-48-2211

4 国民健康保険

・出産育児一時金の申請

※医療機関等で直接支払制度(国民健康保険から医療機関へ直接支払う制度)を利用し、出産費用が支給額(42万円)を上回った場合、手続きは不要です。

- 印鑑(朱肉使用)
- 保険証(国民健康保険被保険者証)
- 直接支払制度に係る合意文書
(通常、医療機関で受け取ります)
- 医療機関発行の請求明細書
- 世帯主名義の通帳

本庁1階 窓口 ㊥
市民課 国民健康保険係
☎0833-72-1426
大和支所 住民福祉課
☎0820-48-2211

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
5 児童手当の手続き 出産した翌日から15日以内にお手続きください。 ※中学校卒業までの子どもを養育する親等に支給します。	● 印鑑 ▲保護者の健康保険被保険者証(第1子の出生など新規の場合) ▲保護者名義の通帳(第1子の出生など新規の場合) ▲保護者の個人番号の通知カード(第1子の出生など新規の場合) 又はマイナンバーカード〔個人番号カード〕 ※代理の方が手続きをする場合は委任状 ※その他、必要に応じて提出する書類があります。 * 手続きが遅れた場合は、手続きの翌月分からの支給となります。	あいぱーく光 窓口 8 子ども家庭課 子育て支援係 ☎0833-74-3009
6 乳幼児医療費助成制度 ※小学校就学前までの児童(6歳到達後最初の3月31日まで)の医療費を助成します。	● 印鑑 ● お子様の名前が記載されている健康保険被保険者証 ▲父母の個人番号の通知カード又はマイナンバーカード〔個人番号カード〕 ▲父母の運転免許証や健康保険証等の身分証明書(写真がないものは2点、写し可) ▲届出人の身分を証明できるもの(運転免許証や健康保険証等) ※転入などにより、父母が本市以外で課税されている場合、父母本人の署名による情報連携の同意書の提出が必要です。代理の方が手続きをする場合は、委任状が必要です。対象となる年度の所得課税証明書の提出で代えることができます。詳しくはお問い合わせください。	あいぱーく光 窓口 8 子ども家庭課 子育て支援係 ☎0833-74-3009
7 児童扶養手当の手続き ※父母の離婚や父母の死亡などにより、父または母と生計が同じでない児童(18歳到達後最初の3月31日まで)を養育している父母又は父母に代わって児童を養育している方に支給します。	【所得による制限があります】 * 公的年金や遺族補償等を受けることができるときなどについて、支給とならない場合がありますので、手続き前にお問合せください。	あいぱーく光 窓口 8 子ども家庭課 子育て支援係 ☎0833-74-3009
8 ひとり親家庭医療費助成制度 ※18歳まで(18歳到達後最初の3月31日まで)の母子・父子家庭の児童及び養育者の医療費を助成します。	【所得による制限があります】 ※市外から転入された方などについては、必要に応じて提出する書類がありますので、手続き前にお問合せください。 ● 印鑑 ● 保護者とお子様の健康保険被保険者証 ▲保護者とお子様の個人番号の通知カード又はマイナンバーカード〔個人番号カード〕 ▲保護者の運転免許証や健康保険証等の身分証明書(写真がないものは2点、写し可) ※転入などにより、本市以外で課税されている場合、情報連携の同意書の提出が必要です。対象となる年度の所得課税証明書の提出で代えることができます。詳しくはお問い合わせください。	あいぱーく光 窓口 8 子ども家庭課 子育て支援係 ☎0833-74-3009
9 低体重児出生届 ※低体重児(2500g未満)のお子さんが産まれた時に提出が必要です。	● 低体重児出生届(母子健康手帳に同封されています) ● 通知カード(母と子のもの)又はマイナンバーカード〔個人番号カード〕 ● 運転免許証や健康保険証等の身分証明書(写真なしは2点)	あいぱーく光 窓口 9 健康増進課 健康増進係 ☎0833-74-3007

<水道水で下水道を使用されている方>

※手続き不要です。

<井戸水で下水道を使用されている方>

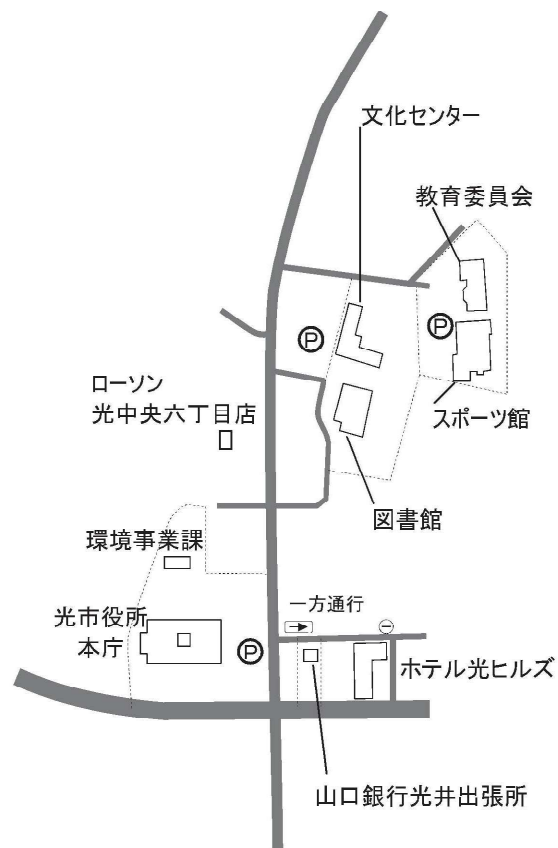
●印鑑

本庁1階 窓口 **12**

下水道課 業務係

☎0833-72-1473

光市役所周辺図



位置図

光市役所 本庁	〒743-8501	光市中央六丁目1-1	☎0833-72-1400
光市総合センター あいぱく光	〒743-0011	光市光井二丁目2-1	☎0833-74-3000
教育委員会	〒743-0011	光市光井九丁目18-3	☎0833-74-3600
大和支所	〒743-0193	光市大字岩田2483-1	☎0820-48-2211
光市水道局	〒743-0063	光市島田一丁目17-1	☎0833-71-0700



《お問合せ・ご意見窓口》

各手続きの内容に関するお問合せは、『手続き場所・問合せ』欄に記載の窓口までお願いします。

また、本ガイドに関するご意見等については、本庁1階の市民課戸籍住民係(☎0833-72-1421又は☎0833-72-1422)までお寄せください。